

注記（一般会計等）

I 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法

② 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるもの……………市場価格

市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

市場価格のあるもの……………市場価格

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令の耐用年数表に基づいております。

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

ソフトウェアの耐用年数については、見込利用期間に基づいております。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑤ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（公金の収支管理及び運用に関する要領において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引より発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 100 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

II 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当する事項はありません。

(2) 表示方法の変更

該当する事項はありません。

III 重要な後発事象

該当する事象はありません。

IV 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体（会計）名	損失補償残高	うち財政健全化法の将来負担比率の算定上将来負担額とした額 （貸借対照表計上額）
宮崎県林業公社	3,501 百万円	3,150 百万円
宮崎県農業振興公社	370 百万円	37 百万円
宮崎県信用保証協会	2,094 百万円	181 百万円
みやざき小規模企業者等設備導入資金 設備資金貸付事業	275 百万円	－百万円
宮崎県酪農公社	120 百万円	108 百万円
合計	6,360 百万円	3,476 百万円

(2) 係争中の訴訟等

15 件 請求金額 194 百万円

V 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

小規模企業者等設備導入資金特別会計

沿岸漁業改善資金特別会計

山林基本財産特別会計

拡大造林事業特別会計

公共用地取得事業特別会計

公債管理特別会計

県立学校実習事業特別会計

開発事業特別資金特別会計

育英資金特別会計

林業改善資金特別会計

母子父子寡婦福祉資金特別会計

- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	11.5%
将来負担比率	97.7%

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字が生じていないため「—」で表示しています。

- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 17,311 百万円
- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 93,691 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却を予定している資産

イ 内訳

事業用資産／土地 94 百万円

事業用資産／建物 16 百万円

- ② 減債基金に係る積立不足額
該当事項はありません。

③ 基金借入金（繰替運用）

県債管理基金	57,135 百万円
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金	500 百万円
財政調整積立金	39,045 百万円
県有施設維持整備基金	1,500 百万円

- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 1,963 百万円

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	332,888 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	45,950 百万円
将来負担額	994,509 百万円
充当可能基金額	144,224 百万円
特定財源見込額	12,204 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	557,605 百万円

- ⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務全額 58 百万円

- ⑦ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表記登記が行われていない法定外公共物は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。

ア. 指定区間外の国道

土地	26,091 百万円
工作物	1,136,883 百万円（減価償却累計額 708,220 百万円）
建設仮勘定	13,372 百万円

イ. 指定区間の一級河川等

土地	61,703 百万円
工作物	560,944 百万円（減価償却累計額 294,830 百万円）
建物	94 百万円（減価償却累計額 28 百万円）
建設仮勘定	1,812 百万円

ウ. 表示登記が行われていない法定外公共物

土地	27,730 百万円
工作物	2,372,773 百万円（減価償却累計額 1,900,429 百万円）
船舶	677 百万円（減価償却累計額 512 百万円）
航空機	42 百万円（減価償却累計額 42 百万円）
物品	2 百万円（減価償却累計額 2 百万円）
建設仮勘定	725 百万円

- ⑧ 建設仮勘定のうち 11,830 百万円は、PFI 事業に係る資産が計上されています。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 17,433 百万円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	32,689 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	12,984 百万円
未収債権の増減	38 百万円
未払債務の増減	576 百万円
減価償却費	△50,004 百万円
賞与等引当金（増減額）	△527 百万円
退職手当引当金（増減額）	△1,137 百万円
徴収不能引当金（増減額）	4 百万円
損失補償等引当金（増減額）	365 百万円
投資損失引当金（増減額）	0 百万円
資産除売却益（損）	173 百万円
貸付金免除金他	△55 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△4,893 百万円

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 100,000 百万円

一時借入金に係る利子額 0 百万円

④ 重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上した PFI 事業及びファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額

1,044 百万円